

2016年 2月改訂
貯法 室温保存、密閉容器

動物用医薬品

承認指令書番号 14生畜第564号

ペニシリン系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定 使用基準

くみあい アンピシリン散

1kg

[本質の説明
又は製造方法]

くみあいアンピシリン散は、アンピシリン水和物を有効成分とする散剤です。アンピシリン水和物は、6-アミノペニシラン酸のアミノベンジル誘導体であり、合成法によって生産されるペニシリン系抗生物質で、グラム陽性菌のみならずグラム陰性菌に対しても強い抗菌力を有します。

[成分及び分量]

本品1g中にアンピシリン水和物100mg(力価)を含有する。

[効能又は効果]

有効菌種 本剤感性 大腸菌、サルモネラ
適応症 子牛:細菌性下痢症 豚:細菌性下痢症 鶏:大腸菌症

[用法及び用量]

1日1回体重1kg当たりアンピシリンとして下記の量を強制的に投与するか、又は飲水に均一に溶かし、若しくは飼料に均一に混じて経口投与する。

牛(生後6月を超えるものを除く。): 4~12mg(力価)
豚 : 4~12mg(力価)
鶏 : 20mg(力価)

ただし、重症例には上記量を1日2回又は上記量の倍量まで增量する。

(基本的事項)

【使用上の注意】

1 守らなければならないこと

【一般的な注意】

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛(生後6月を超えるものを除く。)、豚、鶏)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛(生後6月を超えるものを除く。)：食用に供するためにと殺する前5日間
豚 : 食用に供するためにと殺する前5日間
鶏 : 食用に供するためにと殺する前2日間

【使用者に対する注意】

- 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
- 作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。

【取り扱い及び廃棄のための注意】

- 本剤は使用の期限を過ぎたものは使用しないこと。
- 本剤は水により分解が促進されるので代用乳、飲水等に溶解した場合はなるべく早く投与すること。
- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

- 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- アレルギー体質等で刺激を感じた時は、直ちに取扱いを中止すること。

【対象動物に関する注意】

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

【重要な基本的注意】

- 本剤はペニシリナーゼ産生菌には通常奏効しないので、この場合は他の薬剤を使用すること。
- 本剤の使用により、ショック症状やアレルギー症状を起こすことがあるので、投与前に使用経歴や反応の有無を調べ、陽性動物には投与を避けるようにすること。

注意-獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意-使用基準の定めるところにより使用すること

〔製品情報お問い合わせ先〕

株式会社 科学飼料研究所 動薬部 〒370-1202 群馬県高崎市宮原町3-3 TEL:027-347-3223

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<http://www.maff.go.jp/nval/yakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造販売元

株式会社 科学飼料研究所
東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

製造番号 AZ

使用の期限